

愛媛大学先進超高压科学研究拠点規則

平成25年6月12日
規則第 90 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条の2第3項の規定に基づき、愛媛大学先進超高压科学研究拠点(以下「拠点」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 拠点は、共同利用・共同研究施設として、高圧力を利用した地球惑星科学、物理学、化学、材料科学、生命科学等の分野の学際的研究を行い、かつ、大学の教員その他の者で拠点の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させることにより、先進的な超高压科学研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 拠点は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 超高压科学及び関連分野における共同利用の支援と共同研究の推進に関すること。
- (2) 先進的超高压実験と数値シミュレーションを用いた国際的、革新的、学際的研究の推進に関すること。
- (3) 拠点の研究環境整備に関すること。

(組織)

第4条 拠点到、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 拠点長
- (2) 拠点員
 - ア 愛媛大学地球深部ダイナミクス研究センターの専任教員
 - イ 兼任教員
- (3) その他必要な職員(以下「拠点職員」という。)

(拠点長)

第5条 拠点長候補者は、愛媛大学(以下「本学」という。)の専任の教授のうちから、国立大学法人愛媛大学役員会(以下「役員会」という。)が推薦し、学長が選考する。
2 拠点長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、拠点長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、拠点長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。
2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 拠点長は、拠点の業務を掌理する。

- 2 拠点員は、拠点長の職務を助け、拠点の業務を遂行する。
- 3 拠点職員は、拠点の業務に従事する。

(管理機関)

第8条 拠点の人事その他管理運営に関する重要な事項は、役員会において審議する。

(協議会)

第9条 拠点に、拠点の共同利用・共同研究に関する重要な事項を審議するため、先進超
高圧科学研究拠点協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 拠点に、拠点の運営に関する事項を審議するため、先進超高圧科学研究拠点運
営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 拠点に関する事務は、研究支援部研究拠点事務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年6月12日から施行する。

2 この規則の施行後最初に任命される拠点長及び兼任教員の任期は、第5条第2項及
び第6条第2項の規程にかかわらず、平成27年3月31日までとする。